

災害廃棄物処理計画検討会（3市5町 第1回）

議事要旨

1. 日時 平成29年9月15日 10:00～12:30
2. 場所 盛岡市総合福祉センター 4階講堂
3. 参加者
 - (盛岡市)

近藤 恵莉	環境部廃棄物対策課	主事
櫻庭 侑	環境部廃棄物対策課	主事
 - (八幡平市)

工藤 晴彦	市民課	環境衛生係長
-------	-----	--------
 - (滝沢市)

岩城 裕一	市民環境部環境課	総括主査
-------	----------	------
 - (雫石町)

村田 信也	環境対策課	主事
-------	-------	----
 - (葛巻町)

橋場 学	農林環境エネルギー課	係長
------	------------	----
 - (岩手町)

八戸 裕雄	農林環境課	主幹
-------	-------	----
 - (紫波町)

工藤 倍也	産業部環境課	主査
-------	--------	----
 - (矢巾町)

出堀 孝明	住民課	主事
-------	-----	----
 - (県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会（以下、協議会と略す）)

森田 晋	事務局	主幹
高橋 光羊	一部事務組合設立準備室	室長
佐々木 真史	一部事務組合設立準備室	主査
 - (環境省 東北地方環境事務所)

茶山 修一	廃棄物・リサイクル対策課	災害廃棄物対策専門官
藤林 啓介	廃棄物・リサイクル対策課	廃棄物対策等調査官
 - (一般財団法人 日本環境衛生センター（以下、JESCと略す）)

佐藤 幸世	環境事業第一部	部長
寺内 清修	環境事業第一部環境保全課	課長
池本 久利	環境事業第三部環境事業課	課長
高橋 佳菜恵	環境事業第一部環境保全課	技術員
4. 次第
 - 1) 開会あいさつ（盛岡市、東北地方環境事務所）
 - 2) 議事
 - (1) 本事業の目的、検討事項、スケジュール等について

- (2) 被害想定と災害廃棄物発生量について
- (3) 災害発生時の初動体制の計画及び発災後の災害廃棄物処理の初動に係る計画について
- (4) 災害廃棄物処理計画基礎資料について
- (5) その他

3) 閉会

配布資料

- 【資料1】 災害廃棄物処理計画の策定について
- 【資料2】 本計画における被害想定と災害廃棄物発生量の見込み
- 【資料3】 ごみ・し尿の処理状況
- 【資料4】 災害発生時の初動体制の計画及び発災後の災害廃棄物処理の初動に係る計画（案）
- 【資料5】 災害廃棄物処理計画の基礎資料案
- 【参考資料1】 建物の震度別・建築年代別の倒壊率データ
- 【参考資料2】 災害廃棄物に係る相互支援協定

5. 議事（説明事項）

- (1) 本事業の目的、検討事項、スケジュール等について

（盛岡市）本事業への参加目的等について説明を行った。

（環境省）本事業の目的及び検討事項について説明を行った。（資料1）

協議会：市町の計画と広域における計画の違いはどのように考えればよいか。広域における計画を策定しても市町における計画は作らなければならないという認識でよいか。

環境省：その認識でよいが、広域の計画の作り方に関係する。構成市町に関する内容を個別に策定し、各市町については県央ブロックの計画に委ねるとして災害に対する基本的な考え方を示すという方法もなくはない。ただ、本計画のボリュームが多くなり、使い勝手も悪くなると考えられる。ブロックの処理計画は最大公約数とし、各市町において具体的に考えていてもらいたい。

他のブロックと異なり本ブロックは県庁所在地である盛岡市が入っている。盛岡市と盛岡市に接している自治体が広域処理を検討している構図は他ブロックと異なると考えられる。

収集運搬体制との関係も考えておく必要がある。

中間処理施設や最終処分場の施設の配置なども併せた議論が必要と考えられる。

まずはスタートすることが大事。ブロックの計画をもとに各市町でも計画を策定してもらいたい。

- (2) 被害想定と災害廃棄物発生量について

（JESC）資料2より、被害想定と災害廃棄物発生量について説明を行った。

協議会：北上低地西縁断層群北部（花巻断層帯）地震の災害廃棄物量として葛巻町の地震被害の建物被害棟数が0となっている。市町の意見も聞く必要があるが、建物被害棟数0という計画で果たしてよいものか。各市町が計画を策定するのでそれぞれが採用できる数値を中心とする必要がある。一つの地震に対する被害想定は示されたとおりであるが、実際に計画を策定する場合の数値は、市町の意見を聞きながら検討していく必要があると考える。

JESC：計画上、建物被害棟数0を採用するのは難しい。今回は提案として示したものなので相談しながら進めていきたいが、広域の場合は0であるが、各市町で計画を作る時は、最大発生量で見ているの

で、どちらを使うかということになるが、今後示し方を検討していきたい。

盛岡市：盛岡市では現在災害廃棄物処理計画を作成しており、広域における計画の数値を採用する考えで進めている。2種類の数字が示されているが、盛岡市では地域防災計画において想定する地震と同様の地震を想定しようとしており、約100万トンの方を使うことにしている。最大規模で見た場合は盛岡市業務継続計画において想定している阪神淡路大震災規模の地震が発生した場合の約160万トンという数値になるので、参考として160万トンの数字も記載する考えである。

協議会：水害について、平成25年8月9日の大雨時の被害状況として示しているが、直後の9月16日も台風18号による被害を受け、市内でも被害エリアが異なっていた。平成25年8月9日のものだけで推定すると0となる自治体があるので被害を組合せて合算してはどうかと考える。

JESC：ほぼ同時期に発生した水害であると認識しており、被害を一つにしてみる等、推計しなおしてみる。

協議会：地域防災計画と一連であってその中の廃棄物処理であると考え。色々な数値が出ると混乱をきたす。旧玉山村では、過去にもっと大規模な水害が発生したという記録もあり、過去にはもっと大きな水害もあったはずであり、どこまで掘り下げることとするかだと考える。

JESC：推計しなおしてみる。

(JESC) 資料3より、3市5町におけるごみ処理・し尿処理の状況について説明を行った。

盛岡市：紫波、稗貫衛生処理組合は平成31年度に解散の予定で平成30年3月31日をもって受入停止の予定なので資料を修正していただきたい。

JESC：盛岡市を除いて一般廃棄物処理に係る従事職員数が少ないことや直営で収集運搬業務を行っていないことを特に確認していただきたい。また、県央ブロックでは新しい焼却施設をつくることで動き出しているの、現状の施設に対してどの程度まで検討すべきか、新しい施設の稼働はまだ先なのでその辺りもご意見を頂きながら計画に盛り込んでいきたい。

盛岡市：現状、広域で決まっているのは新たなごみ焼却施設を盛岡市のどこかに建設するというだけであり、組織も設置されていない中で計画を立てることについて、その位置付けをイメージすることが出来ない。盛岡市一つとっても3地域それぞれ合併前の処理体制のままで、一部事務組合において共同処理している区域と直営の区域があり、関係機関との協議が必要である。各市町の仕組みがそれぞれ異なる中で、各市町の職員が災害発生前の備えとして、どういう意識でどこまでの災害を想定してどのようにして動くのかがイメージできないと役に立たないと思う。広域の計画でどこまで検討するかを明確にしないと各市町の職員がイメージできないのではないかと。

JESC：まずは初動対応を整理し、その上で体制やルールの一掃を検討するところまで行いたい。

協議会：現時点で、広域の計画を策定するとすると現状の処理体制を前提とすべきである。受入処理を計画にどのように入れていくか、6施設がどのように受入れるのかをお聞きしたい。

JESC：葛巻町清掃センター、岩手・玉山環境組合ごみ焼却施設は施設規模が小さく、広域で発生した災害廃棄物を処理することは難しいと考えられ、規模が大きく24時間稼働している施設の余力の中で受入れることを想定すべきと考える。受入余力は県央ブロック全体としてのものであり、個々の施設で計算したものではない。個々の市町で発生したものをその施設で処理する場合の余力についてはまた別に計算して示したい。

盛岡市：被害のないところが被害の大きいところを助けるということだが、盛岡市が被災によって大きな被害を受けた場合、圏域だけでは処理しきれないのではないかと。そのケースも検討する必要があると考える。

JESC：県央ブロック外の焼却施設に依頼することや協定によって産業廃棄物処理業者の施設において処理することなど、広域処理することが考えられる。

(3) 災害発生時の初動体制の計画及び発災後の災害廃棄物処理の初動に係る計画について

(JESC) 資料4より、災害発生時及び発災後の初動計画について説明を行った。

盛岡市：各市町が災害廃棄物処理計画を策定するにあたって検討が必要となるもののように感じる。盛岡市について補足すると、現在、地域防災計画に定められている各部署の分掌事務の内容を災害廃棄物処理計画の中で補完する形で、整合をとりながら細分化する検討を行っているのでさらに多くの項目が出てくるものと考えられる。また仮置場については、盛岡市は面積が広く、発災場所や災害の種類によっても異なるものであるため、今年度中に危機管理の部署と協議してすべてリストアップすることはできず、今年度の完成品の中では定めない予定である。今年度以降も検討を継続し、内容を厚くしていければと考えている。

JESC：仮置場については平常時に候補地を定めておくのが良いとされているので今回の業務の中で何らかの整理を行いたい。例えば各市町で数と敷地面積を検討して県央ブロックとして整理できれば良いのではないかと考えて示したところである。

協議会：仮置場については、東日本大震災のイメージだと、まず道路を使えるようにするために1次仮置場が作られ、時間の経過とともに2次仮置場、そして分別へと進んでいく。また、発災直後は災害対策本部に情報が集まり、まず道路を使えるようにしたものとする。最終的には分別した後の仮置場のイメージになるのだと思うが、そのあたりの整理はどのようにして行うのか。他事例はどうか。

環境省：熊本地震のケースでいうと、まず道路啓開し、小学校跡地などに積上げた。続いて持ち出しごみ(片付けごみ)を持ち込む場所が設置された。これらの場所が同じとなる場合もあれば分ける場合もあった。道路啓開の分だけ分けた場合もあった。タイミングとしては道路啓開、物資の輸送路、避難路の確保が最優先であり、そちらを啓開したものを運び込む場所の開設が先行した事例が多いと聞いている。道路啓開したものをあたかも除雪のようにとりあえず道路脇によけ、輸送路が確保された後に片付けごみなどと併せて除却して仮置場に搬入した場合もあったが、災害廃棄物処理事業に関する補助金は、道路啓開は国土交通省、片付けごみなどそれ以外の廃棄物処理は環境省という管轄の違いがある。補助金は運び込まれたごみの区分ごとの台数やトン数に応じて支給されるため、誰がどこにもっていくかという区分けをしっかりとってもらえたらと考える。

協議会：初動体制が大事と考える。組織体制、情報収集など、今の記載だと単独で対応することを想定している記載が多く、広域で動く分のまとめはどこが行うか、各市町で行う場合はどのように体制を組むか、という部分分けして全体として初動体制をまとめるとよいのではないかと考える。

協議会：大規模災害は基本的に市町が対応しており、資料にある組織体制や周知方法など参考になる。これらを広域で取組む場合のアレンジのイメージづくりが課題と考える。

JESC：市町が行うこと及び広域が行うことについては現状で整理されていないため、意見を頂きながら検討を進めていきたい。

JESC：盛岡市、八幡平市、滝沢市では個別に岩手県産業廃棄物協会と協定を結んでいる。県も同協会と協定を結んでおり、そのルートを使えば市町は独自に協定を結ばなくても良いのではないかと考える。市町で独自に業界団体等と締結している協定について、経緯をご教示いただきたい。

盛岡市：盛岡市では、平成25年に起きた2つの災害時に盛岡市廃棄物協会と産業廃棄物協会県央支部にお願いで一緒に現場を見て助言を受け、処理困難物、畳、木くず等の処理を産業廃棄物協会県央支

部の協会員に委託し、仮置場での分別、仮置場から直営施設までの運搬を盛岡市廃棄物協業協会に委託した。そのことを契機として平成 26 年 3 月に協定を締結する運びとなった。平成 25 年当時は仮置場における分別のノウハウがなく、様々なごみが混ざって一つの山になる状態だった。分別作業に重機を使ったり人手で一つ一つ取り出したりする経験をした。これから起こる災害時にパニック状態になると同じことが想定されるので、経験を踏まえて協定を結ぼうと考えた。

岩手町：岩手町は今年の 8 月に産業廃棄物協会県央支部と協定を締結している。産業廃棄物協会では各支部で各自治体と協定を締結する方針とのこと。昨年までは市を対象とし、今年からは町村を対象としている。協定は、まずは当該自治体の中の協会員による処理、それで処理が不足する場合は支部内のエリアでの応援、支部でも応援が出来ない場合は県内の協会の会員の応援という考えで締結した。

JESC：仮置場に災害廃棄物を搬入することが出来ない被災者に対して各市町が収集運搬を行うという記載を行った。災害の規模にもよると思うがどのような方法で運搬することがよいか検討いただきたい。

盛岡市：平成 25 年に起きた災害時は、被害の大きかった家庭のごみはボランティアによって分別される体制を組むことができた。自ら仮置場まで運搬できない家庭については市が現地を回った際に運搬の声掛けをした。臨機応変ということではしなかったもので、計画でどのように定めていくかは考えているところである。

協議会：機動的に動いていただけるボランティアの力は大きい。地域防災計画の中でもボランティアが位置付けられており、社会福祉協議会との連携も欠かすことが出来ないと考える。

(4) 災害廃棄物処理計画の基礎資料について

(JESC) 資料 5 より、災害廃棄物処理計画の基礎資料について説明を行った。

盛岡市：色々な団体が組織されており、また、資料も多く何を見るとよいのかが分かりにくい。D-waste.net と東北地方環境事務所、東北ブロック協議会の役割は何か。

環境省：D-waste.net は激甚災害に指定されそうな規模の災害が発生した際に初動対応の支援のために現地に派遣されることが多い。東北ブロック協議会は D-waste.net とは独立しており、東北 6 県と県庁所在市、中核市と各県の推薦自治体によって構成され、ブロック全体の行動計画策定、人材育成の検討、知見の共有等を行っている。D-waste.net は発災後に現場に駆けつけ支援し、ブロック協議会は平時に立ち上げ、処理計画作成の促進等を行っている。

以上